

## 第 32 回 定例農業委員会議事録

令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員（17名）

	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2		佐竹 静	16	三輪 則夫
3	10	棚橋 新一	17	辻元 政博
4	11	岩井 豊太郎	18	高橋 美和子
5	12	森 千尋	19	岡本 敏美
6	13	吉田 和郎		
7	14	柳瀬 美穂		

### 欠席委員（2名）

1	9	中津 正三	林 新太郎	

### その他の出席者（4名）

	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 1名

### 議案

議案第 6 9 3 号 審査請求について

議案第 6 9 4 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について

議案第 6 9 5 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 6 9 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 9 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 3 2 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 　ただ今から、第32回定例農業委員会を始めたいと思います。  
　本日の議事録署名者に、11番 高橋滋委員、12番 下野委員の両名  
の方にお願ひしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

　ご異議がないようですので、ご両名の方にお願ひしたいと思います。  
　では、ただ今から議案審議にはいります。

　議案第693号、審査請求について、を議題に供します。事務局説明願  
います。

事務局 　議案第693号、審査請求について、説明させていただきます。

　こちらは、別冊の資料をご覧ください。

　資料No.3のとおり、7月1日に情報公開した内容を不服として、情報公  
開決定に関する審査請求書が提出されております。

　昨年12月に開催された第29回定例会で、市部局の情報公開審査会に  
対し、今回の審査請求を諮問するという決定をしております。

　その結果、前回の定例会でも報告させて頂いておりますが、1月27日  
に大垣市情報公開審査会が開催され、資料10のとおり審査会から答申を  
されております。

　裏面の答申書の「1 審査会の結論」をご覧ください。

　ここでは、審査請求のうち、地積の公開を求める部分については、公開  
とするのが妥当であると結論付けております。

　その他、土地の所在の公開を求めるのは棄却、土地の現況の公開を求め  
るのは却下との結論です。

　地積の公開判断理由につきましては、1枚めくって頂きまして、次のペ  
ージ「6 審査会の判断の理由」を見て頂くこととなりますが、(3) 地権  
者リストの「地積」欄に記載された土地の地積について をご覧ください。

　面積を公開とする理由として、類似の面積を持つ土地が多数存在するた  
め、森林の様相を呈するという特徴を加味しても、そこから土地の所有者  
を特定することは實際上困難であるとしております。

　以上のことから、情報公開審査会の結論を持って、当農業委員会の結論と  
するか、審査会とは違う結論とするかの判断となります。

　仮に、審査会とは違う結論とする場合は、理由が必要でございます。

なお、審査会の答申通りに従って、裁決書（案）及び通知者リスト（案）を作成した場合は資料11のとおりとなります。

こちら裁決書は、答申書の結果をふまえ、土地の所在を非公開として、その他、地積については公開とするものでございます。

資料11の最後のページが、審査請求人に送付する通知者リスト（案）のサンプルとなります。

以上でございます。情報公開審査会の結論を踏まえて、どのように裁決するか、審査会の決定通りにするか、違う結論を出すかをご審議下さりますようお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局から、審査請求について、当委員会で、審査会の決定通りにするのか、違う結論を出すかを審議するよう説明がございましたが、委員の皆さん、何かご質問等、ご意見ございますか。

委員 　　市の情報公開審査会は、どのような方で構成されているのですか。

事務局 　　大学の教授、弁護士等で構成されていると聞いております。

委員 　　それなら、市の審査会は、その道に精通している学識経験者で構成されているようなので、その審査会で出た結論を尊重すればいいのではないですか。

議長 　　ただいま、委員から、審査会の答申通りに決定すればよいのではないかとのご意見がございましたが、他に何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第694号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、を

議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第694号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、説明させていただきます。

議案の1ページをお願いします。

1件提案されております。

被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うということで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みのある方でございますので、ご報告いたします。

1番、田、1, 364㎡でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第695号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第695号 農地転用事業計画変更承認申請について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番は、当初事業者が、工事用道路及び資材置場として一時転用の許可を受けましたが、追加工事受注により、工期の延長が伴うため、一時転用

許可の期間延長が必要となり、事業計画変更の申請がなされたものでございます。

1番、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、3筆合わせて、2,048㎡で、一時転用許可期限は、令和8年3月31日でございます。

2ページをご覧ください。

2 事業計画変更後明細をご覧ください。

こちらの当初計画明細との違いは、転用目的欄における一時転用の期間でございます。

1ページにお戻りください。

次に2番になりますが、当初計画明細としまして、賃貸借権によります、田、20筆合わせて、10,507.3㎡のうち、9,290.3㎡で、一時転用の期限は令和8年3月31日ございました。

3ページをご覧ください。

こちらは、2番の、事業計画変更後明細となりますが、ここに記載の賃貸借人が、現在許可済の一時転用の期限である令和8年3月31日以降に、当初事業者が転用目的、JR東海新幹線盛土工事用進入路及び資材置場として賃貸借していた土地の一部を、転用目的、新幹線高架下メンテナンス工事用道路及び作業場として引き続き賃貸借するものでございます。

以上をまとめたものが、真ん中より少し下の表になります。

1番、2番共に上段が、当初計画でございまして、下段が事業計画変更後明細でございます。

1番は、転用事業者、筆数、面積、転用目的、いずれも変更なく、期間のみ変更となっております。

なお、新たな一時転用期限は、令和8年10月31日でございます。

2番は、当初計画事業者から、別の事業者が、現在一部転用許可中の農地の一部について、引続き賃貸借を行うことから、転用事業者以下すべての項目について変更がございます。

こちら、新たな一時転用期限は、令和9年1月31日でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第696号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第696号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

4件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、畑、62㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4ページをご覧ください。

2番、所有権移転によります、畑、119㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、1,224㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、畑、7筆合わせて、6,881㎡で、ございます。取得後は水稻及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第697号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第697号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

5ページをご覧ください。

1番、先程ご審議いただきました、1ページから3ページまでの事業計画変更に係る内容と同じですが、賃貸借権によります、田、11筆合わせて、7,260㎡のうち、6,043㎡で新幹線高架下メンテナンス工事用道路及び作業場でございます。

農地の区分は、農業振興地域内の、農用地区域内農地です。

一時転用による期間は、令和8年4月1日から令和9年1月31日まででございます。

許可区分は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められる転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第32号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第32号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、5件申請されています。

- 1番、田、956㎡で、共同住宅でございます。
- 2番、田、758㎡で、共同住宅でございます。
- 3番、田、801㎡で、宅地分譲でございます。
- 4番、田、2筆合わせて、498㎡で石材加工業工場でございます。
- 5番、田、234㎡で境内地でございます。

農地法第5条関係届出明細については、14件申請されています。

6ページをお願いします。

- 6番、所有権移転によります、田、898㎡で、宅地分譲でございます。
- 7番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、990㎡で、製造業従業員用駐車場でございます。
- 8番、所有権移転によります、畑、130㎡で、造園業従業員駐車

場でございます。

9番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、313㎡で、一般個人住宅でございます。

10番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、2,877㎡で、介護器具製造業作業場でございます。

7ページをお願いします。

11番、使用貸借権によります、田、360㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、所有権移転によります、田、519㎡で、宅地分譲でございます。

13番、所有権移転によります、田、482㎡で、分譲住宅でございます。

14番、所有権移転によります、畑、317㎡で、貸駐車場でございます。

15番、使用貸借権によります、田、2筆合わせて、568㎡で、一般個人住宅でございます。

16番、所有権移転によります、田、1,700㎡で、宅地分譲でございます。

17番、使用貸借権によります、田、304㎡で、一般個人住宅でございます。

8ページをお願いします。

18番、使用貸借権によります、田、310㎡で、一般個人住宅でございます。

19番、所有権移転によります、田、875㎡で、分譲住宅でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。

事業計画書については、1件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路の敷地に供するために農地を転用する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出さ

れたものでございます。

20番、賃貸借権によります、畑、882㎡のうち、266㎡で、鉄塔建替に伴うモノレール基地でございます。

なお、一時転用期間は、令和8年4月1日から令和9年4月30日まででございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、1件申請されています。

農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

21番、現況、山林、171㎡でございます。

当該地は、以前から、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われているとの申請がありました。(※登記地目はいずれも畑)

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 ただ今の、事務局の説明に対して補足します。

令和8年2月19日に、土地家屋調査士の案内で、私と、江口農地利用最適化推進委員及び事務局が現地に赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

以上でございます。

議長 他に、何かご質問等ございませんか。

事務局 令和7年3月17日付けで、営農型太陽光発電設備を目的として、農地法第4条の許可を受けた農地について、令和8年2月16日、営農者から、設備の下部の農地における農作物の状況報告書が提出されたので報告させていただきます。

昨年度から、下部の作物について水稻から、キウイとなったものでございまして、今年度が2年目でございます。

今年度の伸長は、3m～4mでございました。

こちら、2年目の伸長見込3mに対して、100%～130%となっておりますが、まだ、本数が少ないため、来年度の収穫目標数の960kgに対し、どの程度の収穫になるかは不透明でございます。

ある程度、営農者自身のハウスで育てたものを移植して、生育を試しているところであるとの報告を受けております。

草刈などの保全管理は行っているようですが、今後も、収穫に向けて注視していきたいと考えております。

以上でございます。

議長

他に、何かご質問等ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時27分閉会